



福島医発第2585号(地)

平成21年3月19日

各医師会長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 横 倉 義 武
(公印省略)

はり・きゅうに係る施術と療養の給付の併用について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、標記の件につきまして、療養費同意書交付 B-013 に係る不適切事例があった旨、福岡県保健医療介護部医療保険課より本会に対し、療養費同意書交付 B-013 の趣旨について周知依頼がありました。

つきましては、療養費同意書交付 B-013 の取扱いについて、別紙のとおり取り纏めましたので、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、本通知の内容につきましては、福岡県医報4月号に掲載いたします。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 毛利康茂
医療保険副担当理事 島田昇二郎
会 長 丸 山 泉

療養費同意書交付 B-013（100 点）について

はり、きゅう及びマッサージに係る施術への主治医の同意書交付について、福岡県保健医療介護部医療保険課より不適切な交付事例があるとの指摘がありました。

つきましては、各保険医療機関におかれまして、以下の算定要件及び同意書交付の趣旨を十分ご確認くださいようお願い申し上げます。（参考資料：平成 20 年 5 月 26 日保医発第 0526002 号、平成 16 年 10 月 1 日保医発第 1001002 号）

- 1) はり、きゅう及びマッサージの施術については「医師が療養の給付を行うことが困難であると認めた患者（医師による適当な治療手段のない、慢性的な疼痛や筋麻痺、関節拘縮等を主訴とする）であって、医師が鍼・灸、マッサージ等の施術を必要と認めた場合に同意書を発行する」となっている。
- 2) 療養担当規則第 17 条により「保険医は、患者の疾病又は負傷が自己の専門外にわたるものであるという理由によって、みだりに、施術業者の施術を受けさせることに同意を与えてはならない」とされている。
- 3) はり・きゅうの施術の医療保険上の支給対象は、慢性病であって、医師による適当な治療手段のないものと主治医が認め、同意書を発行した場合であって、神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症に限定されている。この場合、鍼灸院での施術と同時に、受療中の対象疾病に対する保険医療機関での治療を並行して行うことは禁止されている。
- 4) マッサージの施術の医療保険上の支給対象は、一律にその診断名によることなく筋麻痺・関節拘縮等であって、医療上マッサージを必要とする症例となっている。この場合、マッサージの施術と保険医療機関での治療は引き続き可能である。